

令和８年度「高校生等奨学給付金」申請のお知らせ

県外学校とは、宮城県外に設置されている高等学校等をいいます。広域通信制高校の場合、宮城県内に設置されているキャンパス、サテライト校、相談センターなどで面接指導等を受けていたとしても、学校認可されている本校が宮城県以外の都道府県である場合は、県外高校となります。

宮城県教育委員会では、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、下記の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く。）の生徒の保護者等に対し、返済不要の『高校生等奨学給付金』を支給します。

支給を受けるための要件

以下の基準日に、次の（１）～（３）の要件を全て満たすこと。

- （１）保護者等が宮城県内に住所を有している。
- （２）高校生等が基準日に高等学校等に在学していて、次の①～③のいずれかの授業料支援金制度に認定されている。
 - ①高等学校等就学支援金 ②高等学校等学び直し支援金 ③高校生等・新修学支援金
- （３）保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額が、次の④～⑦のいずれかに該当（家計急変の場合は、相当）する。
 - ④生業扶助受給世帯
 - ⑤住民税非課税世帯
 - ⑥所得割合算額が １００ 円～１０５,５００ 円（年収 ２７０～３８０ 万円相当）の世帯
 - ⑦所得割合算額が １０５,５００ 円～１８２,５００ 円（年収 ３８０～４９０ 万円相当）の世帯

【通常給付の基準日】

令和８年７月１日（新入生前倒し給付のみ申請する場合は、４月１日）

【家計急変支援の基準日】

令和８年７月１日までに家計急変した場合は７月１日、７月２日以降に家計急変した場合は家計急変の発生した月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した月）の１日

※保護者等の死亡・離婚、自己都合による離職は家計急変に該当しません。

支給額（対象生徒一人当たりの年額）

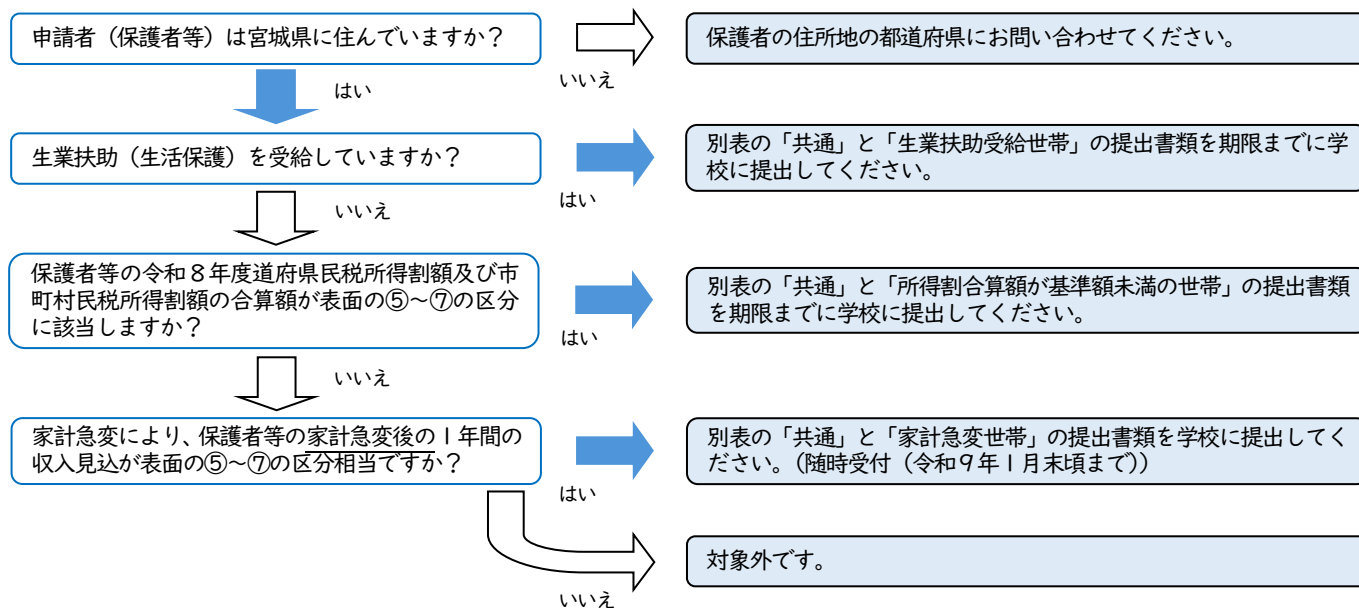
世帯区分	通信制以外（全日制・定時制等）		通信制	
	新制度	旧制度	新制度	旧制度
生業扶助受給世帯	３２，３００円		３２，３００円	
住民税非課税世帯	１４３，７００円		５０，５００円	
年収 ２７０～３８０ 万円相当の世帯	４７，９００円		１６，８３０円	
年収 ３８０～４９０ 万円相当の世帯	３５，９３０円		１２，６３０円	
家計急変世帯	家計急変後の年収相当額に応じた支給額について、家計急変が発生した翌月以降の月数に応じて算定した額			

申請方法・提出期限

裏面の別表の書類を郵送又は持込により、問合せ先住所宛てに提出してください。

提出期限：令和８年９月３０日（水） ※家計急変は、令和９年１月末まで随時受け付けます。

対象・必要書類確認チャート



【別表】

世帯区分	提出書類等
共通（全員）	ア 高校生等奨学給付金受給申請書 イ 口座振込依頼書（申請者本人の口座で、通帳の表紙のコピーを添付） ウ 在学証明書
生業扶助受給世帯	エ 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類（写し可）
所得割合算額が基準額未満の世帯	オ 保護者等（父母等）の課税（非課税）証明書等（写し可） ※無職無収入の場合も非課税であることの証明書の写しが必要
家計急変世帯	カ 保護者等全員の家計急変理由が確認できる書類 ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など キ 家計急変前後の収入状況が確認できる書類 ※（家計急変前）課税証明書の写し等 （家計急変後）会社作成の給与見込（家計急変後1年分）、直近3か月の給与明細、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類など ※保護者等の一方が無職無収入の場合も非課税であることの証明書の写しが必要 ク その他必要な書類（個別に依頼することがあります）

支給方法

審査により支給が決定され次第、指定口座に振り込みます。

その他

事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時返還と違約金が課せられます。

問合せ先

国公立担当：宮城県教育庁高校財務・就学支援室就学支援班

電話：022-211-3711 住所：〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 宮城県庁 16 階北側

申請書類掲載場所：<https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyoku/2022syougakukyufu.html>

※申請書類をダウンロードできない場合は、直接の来庁や郵送等での受け取りも可能です。